

仕 様 書

令和8年度高速カラー印刷機用消耗品（セイコーエプソン社製）の購入（単価契約）は、次の仕様によるものとする。

1 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量等

- (1) 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量については、別紙1のとおりとする。
- (2) 別紙1に掲げる品名については、メーカー純正品とする。
- (3) 予定数量については、最低発注数量・最大発注数量を保証するものではない。
また、予定数量と最終的な納入数量に差異が生じても、契約変更の対象とはしない。

2 納入場所

別紙2 納入場所一覧のとおり

3 契約単価

- (1) 契約物品に必要な包装、梱包及び納入場所までの運送に必要な費用については、受注者が負担するものとし、これらを含めた契約単価とすること。
- (2) 使用済インクカートリッジ等の回収費用については、受注者が負担するものとし、回収費用を含めた契約単価とすること。

4 発注及び納入

- (1) 発注は、原則として毎月1回とする。ただし、必要に応じて発注する場合がある。
- (2) 契約物品の納入は、発注を受けた日の翌日から起算して14日以内（ただし、末日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。以下「納入期限」という。）の午前9時から午後5時までの間に、各納入場所の検査職員の検査を受けた後、これを行うものとする。なお、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、発注者と協議すること。
また、納入の3日前までに発注職員に連絡し、納入の了解を得ること。
- (3) 契約物品の納入に際しては、建物、備品等の破損及び事故のないよう十分注意するとともに、納入日及び納入場所毎に納品書を作成、提出し、各納入場所において検査を受けること。
- (4) 納入する契約物品は、メーカーが推奨する使用期限内のものとする。

5 契約不適合及び保証

- (1) 契約物品の納入後6ヶ月間は当該物品の品質及び規格等を保証すること。
- (2) 上記期間内に、当該物品が契約不適合であることが発見された場合は、受注者は無償で交換に応じるものとし、返品、交換等に要する費用を負担すること。
- (3) 契約物品の使用に起因して高速カラー印刷機に不具合が生じた場合は、受注者の責任及び負担において、速やかに原因説明を行い、その後の対応について発注者と協議すること。

6 使用済インクカートリッジ等の回収

- (1) 受注者は、発注者が使用した使用済インクカートリッジ等を適切に処分するものとする。

- (2) 引渡場所は、別紙2に掲げる納入場所とする。
- (3) 回収方法及び時期は、発注職員と受注者が調整のうえ決定する。

7 請求方法

原則として、当該月に納入した契約物品について、月末締めで請求書を作成し、翌月に請求すること。

8 環境負荷低減に向けた取組

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

9 その他

- (1) 発注者は、納品場所等を変更した場合は、速やかに受注者に通知することとし、受注者は、これに従うこと。
- (2) 令和8年度予定数量は、過年度実績等を参考に算出した数量であり、実際の発注数量を保証するものではない。
- (3) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議し決定する。

別紙2 納入場所一覧

| 番号 | 郵便番号 | 住 所 | 官 署 名 | 電話番号 |
|----|----------|----------------------------------|------------------|--------------|
| 1 | 700-8532 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 | 中国四国農政局 (会計課) | 086-224-4511 |
| 2 | 680-0845 | 鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎5F | 鳥取県拠点 | 0857-22-3131 |
| 3 | 690-0001 | 島根県松江市東朝日町192 | 島根県拠点 | 0852-24-7311 |
| 4 | 753-0088 | 山口県山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館3F | 山口県拠点 | 083-922-5200 |
| 5 | 770-0943 | 徳島県徳島市中昭和町2-32 | 徳島県拠点 | 088-622-6131 |
| 6 | 760-0019 | 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5F | 香川県拠点 | 087-883-6500 |
| 7 | 780-0870 | 高知県高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎4F | 高知県拠点 | 088-875-7236 |